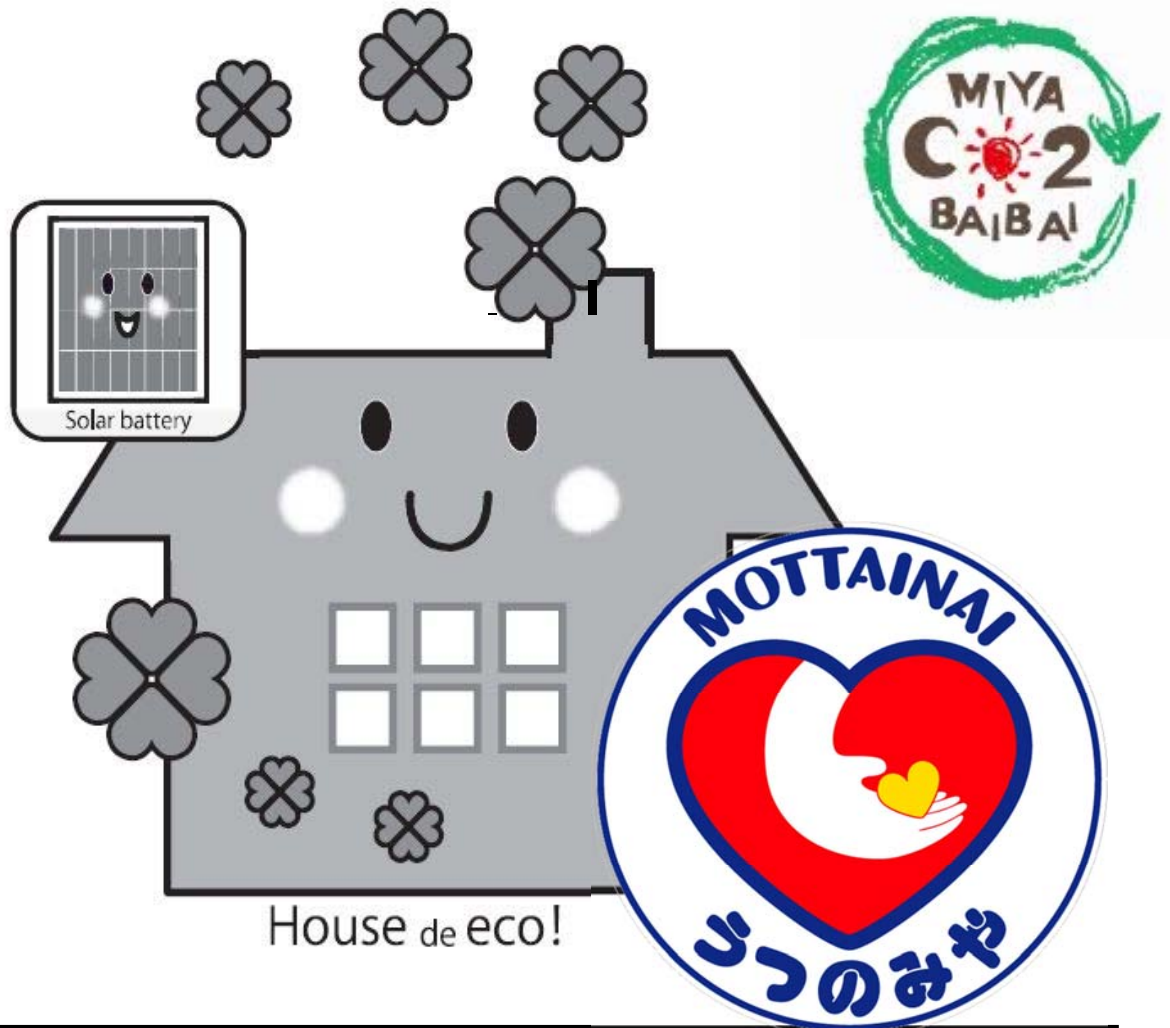


平成27年度宇都宮市 住宅用太陽光発電システム設置費補助金

申請の手引き



宇都宮市では、温室効果ガスの排出量削減やエネルギーの有効活用に向け、住宅用太陽光発電システムの設置を推進しています。

お問い合わせ

宇都宮市 環境部 環境政策課（宇都宮市役所12階）
TEL 028-632-2408

この冊子は、平成27年度宇都宮市住宅用太陽光発電システム設置費補助金の申請に関する手引書です。

申請に当たっては、補助金交付要綱を必ずご確認ください。

【昨年度からの主な変更点】

○国と栃木県の太陽光補助金が終了したことに伴い、申請様式第4号が変更になりましたので、必ず平成27年度のものを使用してください。

【注意事項】

- 申請様式にお使いになる印鑑は、全て同一の印鑑を使用してください。
- 交付申請受付件数が補助予定件数に到達した時点で、受付を終了する場合があります。
- 提出する書類は、必ずコピーを取り、控えとして保管しておいてください。申請書類の返却はできません。
- 申請書類を記入するときは、文字を消すことができる筆記用具（フリクションペンなど）は使用しないでください。
- 以下の場合、補助金の交付決定を取り消したり、補助金の返還を求めたりすることがあります。
 - ① 書類に虚偽があった場合
 - ② 不正な手段による申請等があった場合
 - ③ 補助金交付要綱に違反した場合

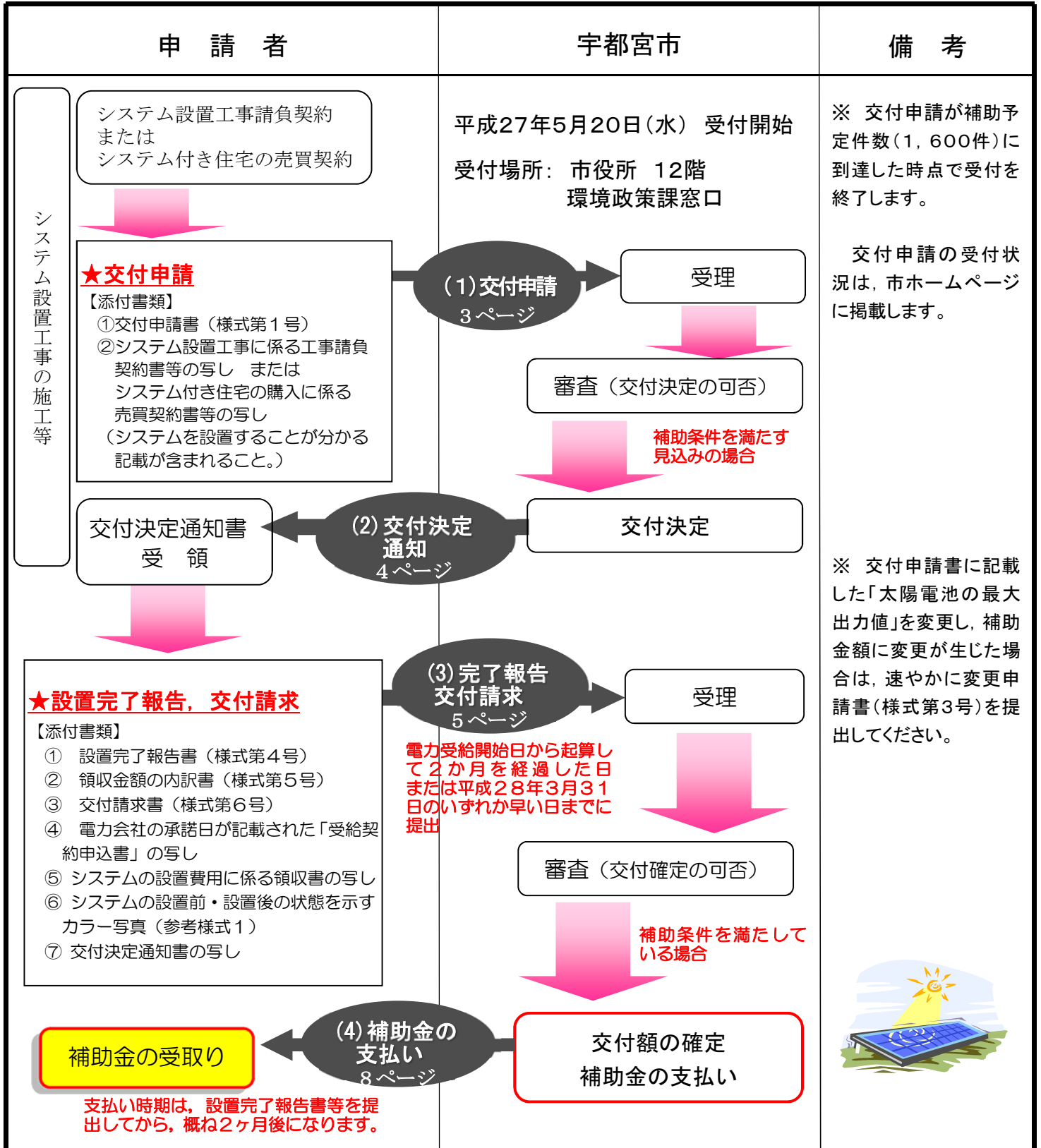


住宅用太陽光発電システム

平成27年度宇都宮市住宅用太陽光発電システム設置費補助金 ～補助制度の流れ～

■ 交付申請は、工事の前後を問いません。

■ 補助金を受け取るには、交付決定後、設置完了報告書と交付請求書の提出が必要です。



1 補助条件

- ・ 自ら居住する市内の住宅に住宅用太陽光発電システムを設置し、**平成27年4月1日から平成28年3月31日までに**、電力会社との住宅用太陽光発電システムに係る電力受給を開始すること。
(店舗兼住宅の延べ床面積の2分の1以上を住宅用とする場合や、自ら居住するために市内の住宅用太陽光発電システム付き住宅を購入する場合を含む。)
- ・ 発電した電気を自宅で消費すること(全量売電は除く)
- ・ 住宅用太陽光発電システムが未使用品であること。
(中古品や、一度でも系統連系をしたものは対象外です。)
- ・ モジュールの増設及び住宅用太陽光発電システムの改修等でないこと。
- ・ 設置する住宅の所在地に住民登録がしてあること。
- ・ 市税(市県民税, 固定資産税, 国民健康保険税など)を滞納していないこと。
- ・ 本人又は同一世帯の方が、住宅用太陽光発電システムに対する宇都宮市の補助金を過去に受けていないこと。
- ・ 市又は事業者が行うCO₂排出削減事業への参加意思を表明していること。

CO₂排出削減事業とは…

太陽光発電などで削減したCO₂排出削減量を売買可能な価値(クレジット)にして売却し、得られた収益を他の地球温暖化対策等に活用する事業のことです。

本市の実施する「みやCO₂バイバイプロジェクト」や、住宅メーカーが実施する事業があり、いずれかにご参加いただきます。本市の事業について詳しくは、9ページをご覧ください。

2 補助金額

■補助金額は、**出力1kW当たり2万円**とし、**上限は4kW(8万円)**とします。

出力：小数点以下第3位を切り捨て
補助金額：千円未満の端数は切り捨て

補助金
計算例

【例① 最大出力2.125kWの場合】

20,000円×2.12kW = 42,400円
(千円未満切り捨て) ⇒ **42,000円**

【例② 最大出力6.348kWの場合】

20,000円×4kW = 80,000円
(上限4kW) ⇒ **80,000円**

3 申請の方法

(1) 交付申請

- ・ 交付申請は、工事請負契約または建売住宅の売買契約の締結後から提出することができます。申請に当たって、工事着工の前後は問いません。ただし、提出できる期限は、電力受給開始日から起算して2か月を経過した日（2か月を経過した日が土日祝日の場合は、その前の開庁日）までです。
- ・ 交付申請については、交付決定件数が補助予定件数（1,600）件に到達した時点で、受付を終了します。（受付状況については、市ホームページで公表しますので、参考にしてください。）

【提出書類】

- ① 交付申請書（様式第1号）
- ② 太陽光発電システム設置工事に係る工事請負契約書等の写し（収入印紙貼り付け済みのお客様控え）、または、太陽光発電システム付き住宅の購入に係る売買契約書等の写し
 - ※1 申請者本人の契約書の写しをご用意ください。
 - ※2 契約書内に、太陽光発電システムを設置する場所（住所）とシステムを設置することが分かる記載内容が必要です。システム設置に関する記載がない場合は、システム設置工事に係る記載がある内訳書等の添付も必要になります。

【提出方法】

原則として、申請者本人が、宇都宮市環境政策課の窓口（市役所12階）に提出してください。

- ※ 書類を訂正する場合に必要となりますので、**交付申請書に押印した印鑑**をお持ちください。

なお、本人が窓口に来られない場合は、次の方法により提出することができます。

■申請者による送付

配達日が確認できる方法（簡易書留など）で送付してください。

- ※ 送付された申請書は、到着日の窓口受付終了後に受け付けます。
- ※ 配達日が確認できない方法、または、本人以外からの送付の場合は返送します。なお、返送にかかる費用は別途ご負担いただきます。

■使者による窓口への提出

使者が申請書を窓口へ提出してください。

- ※ 使者とは、申請者からの依頼を受けて申請書を提出する人のことです。
- ※ 使者による1回の窓口提出で受付できるのは、1人分のみです。

(2) 交付決定の通知

- ・ 交付申請書類の審査により、補助条件を満たすことが見込まれる場合、補助金の交付を決定します。
- ・ 交付が決定した場合、「交付決定通知書」を送付します。
※ 交付決定通知書は、完了報告時にその写しの添付が必要となりますので、大切に保管してください。

交付決定通知書が届いた後、交付申請内容に次のような変更が生じたときは、「変更交付申請書」等の提出が必要となります。

- 太陽電池の最大出力値の変更に伴い交付決定額に変更が生じた場合
速やかに「変更交付申請書」を提出してください。

【提出書類】

- ① 変更交付申請書（様式第3号）
- ② 太陽電池の公称最大出力値の変更が分かる書類
例えば、工事請負契約の変更契約書（内訳書も含む）の写しや太陽電池モジュールの配置図、受給契約書の写し等

※ 交付申請書に押印した印鑑を御使用ください。

- 設置工事の中止などにより、補助要件を満たすことができなくなった場合
補助要件を満たせない事情が生じ次第、速やかに「交付申請取り下げ申出書」を提出してください。

【提出書類】

- ① 交付申請取り下げ申出書（様式第2号）

※ 交付申請書に押印した印鑑を御使用ください。

(3) 設置完了報告・交付請求

- ・ 太陽光発電システムを設置し、電力会社との電力受給を開始したら、**電力受給開始日から起算して2か月を経過した日（2か月を経過した日が土日祝日の場合は、その前の開庁日）までに、設置完了報告書等を提出してください。**

（例）電力受給開始日 10月10日 ⇒ 提出期限 12月10日

- ・ ただし、受給開始日が平成27年5月19日以前の場合、または、平成28年2月1日以降の場合の提出期限は次のとおりです。

■ 受給開始日が、平成27年5月19日以前の場合

平成27年7月17日（7月19日が日曜日のため）までに、設置完了報告書等を提出してください。

■ 受給開始日が、平成28年2月1日以降の場合

平成28年3月31日までに、設置完了報告書等を提出してください。

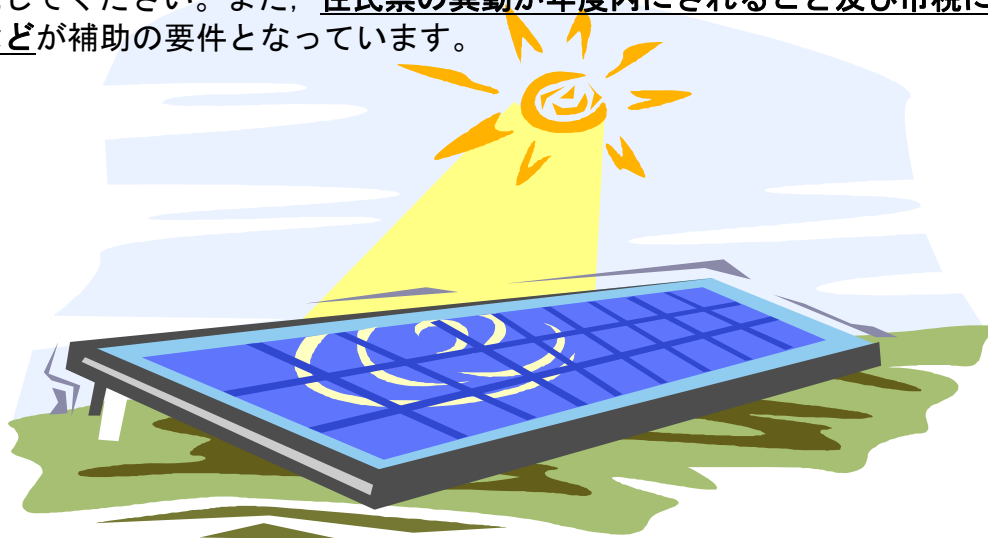
- ・ 設置完了報告書等の提出に当たっては、設置する住宅の所在地に住民登録がしてあることと、市税（市県民税、固定資産税、国民健康保険税など）を滞納していないことが必要です。
- ・ **期限内に設置完了報告書等が提出されない場合は、補助金の交付が受けられなくなります**ので、ご注意ください。

【提出方法】

交付申請の時と同じ提出方法になります。（詳しくは、本手引き3ページを参照してください。）

《注意事項》

- ※ 太陽光モジュール設置前後の写真につきましては、**審査時間短縮**のため、わかりやすい写真の提出をお願いします。
- ※ 申請書に記載する連絡先については、**平日の日中に申請者様と連絡の取れる電話番号**を記載してください。また、**住民票の異動が年度内にされること及び市税に滞納がないこと**などが補助の要件となっています。



【提出書類】

① 設置完了報告書（様式第4号）

※ 交付申請を行ったときから、「交付決定額の変更を要しない最大出力値」または、「設置住所」、「建物区分」、「店舗面積」に変更が生じている場合は、その変更内容が分かる書類が必要です。

主な例は下記のとおりですが、個々の状況により必要となる書類が異なる場合がありますので、事前にご相談ください。

（ア）設置住所の変更

- ・ 交付申請時の設置住所を、区画整理事業の街区番号で表記していた場合
→ 仮換地証明書 など
- ・ 分筆や合筆により、新しい地番が振られた場合
→ 登記事項証明書の写し など
- ・ 住宅の建設地を変更した場合
→ 工事請負契約の変更契約書の写し
- ・ 住居表示地区であったため、新しく住居表示がされた場合
→ 基本的に、追加書類は必要ありません。

（イ）建物区分

→ 工事請負契約の変更契約書または新たな契約書の写し

（ウ）店舗面積

→ 店舗と住居の割合がわかる図面 など

② 太陽光発電システムの設置に係る領収金額の内訳書（様式第5号）

※1 様式第5号に押印する会社印は、領収書に押印されている会社印と同じものを使用してください。記載事項を訂正する場合も同様です。また、同一の印鑑が押印できない場合は、同一の会社（支店等）であることがわかるように記載した上で、会社印を押印してください。

※2 「太陽光発電システムの設置に要した費用」欄には補助対象経費を記載し、それ以外の費用については「上記以外の費用」欄に記載してください。

③ 交付請求書（様式第6号）

次ページにつづきます。

【提出書類】 つづき

④ 太陽光発電システムの設置に係る領収書（収入印紙貼付け済み）の写し

※ 申請者本人を宛名とした領収書の写しが必要です。

⑤ 電力会社の承諾日が記載された「受給契約申込書」の写し

※1 申請者本人が受給契約の申込者となっていることが必要です。

※2 受給契約申込書中の「受給開始希望日」を「電力受給開始日」として取り扱います。実際の電力受給開始日と異なる場合は、「お客様設備情報」が記載されている「購入電力量のお知らせ」（東京電力の買電用検針票）の写しも添付してください。書類の提出期限内に検針票が届かない場合は、事前にご相談ください。

（購入電力量のお知らせ イメージ）

「お客様設備の
買取期間起算日」
を電力受給開始
日として取り扱
います。

⑥ 太陽光発電システムの設置前及び設置後の状態を示すカラー写真

※1 写真の裏に、申請者の氏名を必ず明記してください。用紙に電子データで印刷する場合は、申請者の氏名も併せて印刷してください。

〔提出する写真〕

A システム設置前の建物全体写真

設置予定の屋根が写っている建物全体写真、または、住宅新築時の屋根が出来上がる前の写真（更地や地鎮祭の写真も可）

※ 設置前後の比較ができる目印（近隣の建物や公園など）を背景に入れて撮影してください。

B 設置した太陽電池モジュールが写っている建物全体写真

※ Aの写真で写した、設置前後の比較ができる目印を背景に入れて撮影してください。

※ 建物全体写真に太陽電池モジュールが写らない場合は、建物全体写真との関連が分かる方向から、設置した太陽電池モジュールを写した写真も必要です。

次ページにつづきます。

【提出書類】 つづき

⑦ 交付決定通知書の写し

(変更交付申請を行った場合は、変更決定通知書の写し)

※ 申請様式にお使いになる印鑑は、全て交付申請時に使用した印鑑をご使用ください。

(4)補助金の支払い

- ・ 設置完了報告書類の審査により、補助条件を満たしていることを確認した後、「交付請求書」に記載の金融機関口座に補助金を振り込みます。
- ・ 補助金が支払われる時期については、提出した書類に特に不備等がない場合、提出から概ね2か月程度が目安となります。

4 CO2排出削減事業への参加について

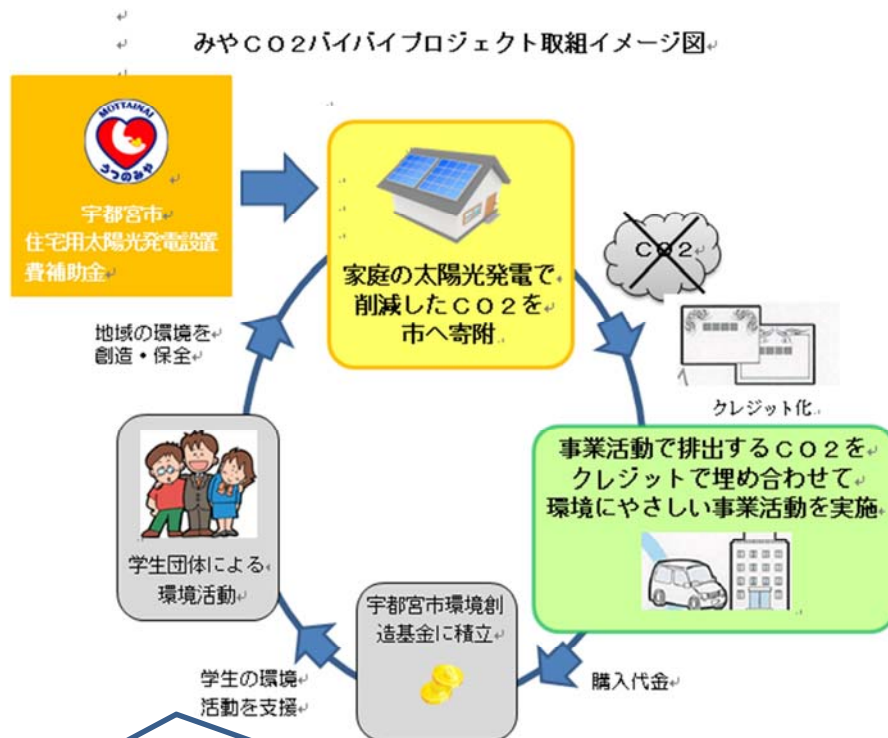
CO2排出削減事業とは、太陽光発電などで削減したCO2排出削減量を売買可能な価値（クレジット）にして売却し、得られた収益を他の地球温暖化対策活動等に活用する事業のことです。

皆さまが太陽光発電を設置された機会を生かして、より一層の地球温暖化対策とすることができるよう、市が実施する「みやCO2バイバイプロジェクト」か住宅メーカーが実施するCO2排出削減事業にご参加いただきたいと思います。

ここでは、市が実施する「みやCO2バイバイプロジェクト」をご紹介します。

(1) みやCO2バイバイプロジェクトとは

市民の皆様が設置した太陽光発電で生み出したCO2削減量（環境価値）を、売買可能な価値（クレジット）にして企業などに販売し、得られた収益を使って、市内で活動する学生団体への支援に使います。



《これまで支援してきた主な活動》



雑木林で虫等を捕獲し観察する、子どもとその保護者を対象としたネイチャーゲーム。（生物多様性を学ぶ環境教育プログラムの試行）

CO2削減を意識した住宅の模型づくり
（ライフスタイルの環境デザインとCO2削減量の可視化）



(2) 参加申込の方法

このプロジェクトへの参加申込は、住宅用太陽光発電システム設置費補助金の設置完了報告書等の提出と併せて行うことができます。

環境創造を担う若者の育成や、環境にやさしいまちづくりを進めるため、是非、このプロジェクトにご参加くださいますよう、ご協力をお願いします。

「みやCO₂バイバイプロジェクト」参加申込書等の提出書類を、環境政策課へ持参または郵送ください。設置完了報告書等と併せて提出されるのが便利です。

【提出書類】

- ① 「みやCO₂バイバイプロジェクト」参加申込書
- ② パワーコンディショナの写真
- ③ 電力売電メーターの写真

(3) 参加申込後は

本プロジェクトに参加された皆さんによる環境価値を市がとりまとめて、「クレジット」にしていくため、参加者の約4人に1人の方にモニターになっていただきます。ただし、参加者数によってモニターの人数は変わることがあります。

モニターになっていただいた方には、毎年1回、発電量をご報告いただきますが、モニター以外の方は定期的にご報告いただくことはありません。

※ 詳しくは、市ホームページをご覧ください。下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 宇都宮市環境部環境政策課

TEL 028-632-2418

メールアドレス u0715@city.utsunomiya.tochigi.jp

住宅用太陽光発電システム設置費補助金を申請する皆様へのお願い

太陽光発電の普及に伴い、太陽光発電に関する消費者トラブルも増加しています。

太陽光発電システムの設置事業者を決める際には、複数の会社から見積りを取るなどして、納得できる事業者と契約してください。